

京都市訓令甲第 13 号

序 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月17日

京都市長 門 川 大 作

別表第2人事担当局長の項中第13号を第14号とし、第2号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、同項第1号中「第7号」を「第8号」に、「第10号」を「第13号」に改め、同号の次に次の1号を加える。

- (2) 係長及びこれに準じる者以上の職員の任用及び服務に関する事。ただし、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により特定の業務の執行に支障が生じた場合において、これに対処するために必要なものに限る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)